

平塚市告示第 125 号
平成 13 年 3 月 30 日

平塚市長 吉野 稜威雄

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音について規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

記

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

平塚市の区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域として定められた区域を除く区域（以下「指定地域」という。）

2 指定地域内の特定工場等において発生する騒音の規制基準

区分	午前 8 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下

備考

1 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第 1 種区域：法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域

(2) 第 2 種区域：法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域

(3) 第 3 種区域：法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域

(4) 第 4 種区域：法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域として定められた区域

2 1 の特定工場等が属する指定地域の区域の変更（平成 13 年 4 月 1 日以後における変更に限る。）により、特定工場等に適用される騒音の規制基準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあっては、当該特定工場等については、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

以 上